

 \bigcirc

山形県公報

平成22年9月3日(金) 第2174号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示

○山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程・・・・・・・ (子育で	て支援	爰課)	951
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出・・・・・・・・・・・(健	康福初	止企画	可課)	952
○生活保護法による指定医療機関の変更の届出 (Ē	i)	… 同
○生活保護法による指定介護機関の指定(F	ij)	953
○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (F	ij)	… 同
○障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の				
変更(置賜総	合支户	宁福和	上課)	… 同
○種畜証明書の交付の通報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		産		… 同
○公共測量の実施の通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(農村	寸整備	請課)	955
○農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知	(森	林	課)	… 同
○農林水産大臣の指定に係る保安林の指定施業要件の変更の予定の通知	(司)	956
○同	(司)	958
○道路の区域の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	山建設	2総彩	务課)	959
○公共測量の実施の通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(用	地	課)	960
○同	(司)	… 同
○開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
○山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程	(会	計	局)	… 同
公 告				
○一般競争入札の公告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(病院	完事業	き局)	961

告 示

山形県告示第730号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成22年9月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程(昭和53年10月県告示第1855号)の一部を次のように改正する。 第2条中「年0.75パーセント」を「年0.70パーセント(当該利子が保育所整備資金の貸付けの契約の日から起算 して10年を経過した日以後に変動し得る利率をもつて定められている場合にあつては、年0.50パーセント)」に改 める。

附則第2項を次のように改める。

2 平成21年12月9日から平成22年1月14日までの間に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融 資残高に乗ずる割合については、第2条の規定に関わらず、年0.75パーセント(当該利子が保育所整備資金の貸 付けの契約の日から起算して10年を経過した日以後に変動し得る利率をもつて定められている場合にあつては、 年0.55パーセント)とする。

附則第3項を削る。

附則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成22年7月14日から適用する。
- 2 平成22年7月14日前に借り入れられた借入金(改正後の附則第2項に規定するものを除く。)に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

山形県告示第731号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成22年9月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

	指定	医	療	機関	の	名和	ŗ	指定医療機関の所在地 廃止年月日	
有	限	会	社	鈴	木	薬	局	最上郡最上町大字向町599の1 平成22. 3. 1	

山形県告示第732号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成22年9月3日

- 1 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地 タクヤデンタルクリニック 山形市嶋北四丁目 2番33号
 - (2) 届出の内容

指定医療機	亦軍年日口			
変 更 前	変 更 後	変更年月日		
山形市島13 ヨークタウン嶋内	山形市嶋北四丁目2番33号	平成21.11.2		

- 2 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地 加賀山医院 山形市南一番町5番26号
 - (2) 届出の内容

指定医療核	変更年月日	
変 更 前	変 更 後	多 文 千 万 口
レディースクリニック加賀山医院	加賀山医院	平成22. 8. 6

山形県告示第733号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

報

平成22年9月3日

山形県知事 吉 村 美栄子

指定介護機関の名称	施設又は実施 する事業の種類	指定介護機関の所在地	指定年月日
居宅介護支援事業所 眺海	居宅介護支援	酒田市山寺字宅地159番地	平成22. 7.30

山形県告示第734号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成22年9月3日

山形県知事 吉 村 美栄子

指定介護機関の名称	施設又は実施 する事業の種類	指定介護機関の所在地	廃止年月日
アーチ調剤薬局酒田店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	酒田市本町三丁目6番35号	平成22. 6.30

山形県告示第735号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成22年9月3日

山形県知事 吉 村 美栄子

指定障害福祉サービス 事業者の名称及び主たる	事業所の名称		障 害 福 祉 サービスの	変更年月日
事務所の所在地	変更前	変更後	種類	多 页平月日
有限会社三友医療	さんゆう障害者居宅介護る	支援サービス	居宅介護	亚宁20 7 00
米沢市徳町4番26号	米沢市万世町桑山4626番 地	米沢市万世町桑山4660番 地	重度訪問介 護	平成22. 7.20

山形県告示第736号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次の種畜証明書の交付を した旨の通報があった。

平成22年9月3日

証明書番号	家畜の種 類	品種	名 前	住 所	養 者
五〇八十四日			v # ^		名你 (<u>以</u> 名)
平22山形県1 第 1 号	牛	黒毛和種	糸 落 合 (全和黒13434)	東置賜郡高畠町 大字二井宿4947	齋藤 勝
平22山形県 1 第 2 号	牛	黒毛和種	安 秀 165 (全和黒原3641)	新庄市大字鳥越 字一本松1076	山形県農業総合研究センタ 畜産試験場
平22山形県1	牛	黒毛和種	北 景 茂	新庄市大字鳥越	山形県農業総合研究センタ
第 3 号 平22山形県1	'	W 0 15 E	(全和黒13061) 徳 次 郎	字一本松1076 新庄市大字鳥越	畜産試験場 山形県農業総合研究センタ
第 4 号	牛	黒毛和種	(全和黒原4390)	字一本松1076	畜産試験場
平22山形県 1 第 5 号	牛	黒毛和種	平 忠 勝 (全和黒原4451)	新庄市大字鳥越 字一本松1076	山形県農業総合研究センタ 畜産試験場
平22山形県1	牛	黒毛和種	景 勝 21	新庄市大字鳥越	山形県農業総合研究センタ
第 6 号 平22山形県1			(全和黒原4673) 千 代 勝 平	字一本松1076 新庄市大字鳥越	畜産試験場 山形県農業総合研究センタ
第 7 号	牛	黒毛和種	(全和黒原4767)	字一本松1076	畜産試験場
平22山形県1 第 8 号	牛	黒毛和種	茂 秀 165 (全和黒原4973)	新庄市大字鳥越 字一本松1076	山形県農業総合研究センタ 畜産試験場
平22山形県1	牛	黒毛和種	佐 貴 勝	新庄市大字鳥越	山形県農業総合研究センタ
第 9 号 平22山形県1			(全和黒原5118) 貴 福 久	字一本松1076 新庄市大字鳥越	畜産試験場 山形県農業総合研究センタ
第 10 号	牛	黒毛和種	(全和黒原5186)	字一本松1076	畜産試験場
平22山形県1 第 11 号	牛	黒毛和種	秀 糸 波 (全和黒原14588)	新庄市大字鳥越 字一本松1076	山形県農業総合研究センタ 畜産試験場
平22山形県1第1第19月	豚	ランドレー ス種	ヤマガタ 08-105- 9932 (日豚L種79604)	酒田市浜中字八 窪1	山形県農業総合研究センタ 養豚試験場
平22山形県1 第 13 号	豚	ランドレー ス種	ヤマガタ 08-106- 9937 (日豚L種79726)	酒田市浜中字八	山形県農業総合研究センタ 養豚試験場
平22山形県 1 第 14 号	豚	ランドレー ス種	ヤマガタ 09-107- 9855 (日豚L種79975)	酒田市浜中字八 窪 1	山形県農業総合研究センタ 養豚試験場
平22山形県 1 第 15 号	豚	大 ヨ ー クシャー種	トミチク 12-8845 ヨーク 8469-8114 (日豚W種38915)	酒田市浜中字八 窪 1	山形県農業総合研究センタ 養豚試験場
平22山形県 1 第 16 号	豚	大 ヨ ー クシャー種	トミチク ヤマガタ ダブル 3-5779 (日豚W子005779)	酒田市浜中字八 窪 1	山形県農業総合研究センタ 養豚試験場
平22山形県1 第 17 号	豚	デュロック 種	シモフリゼンノー デー 2-3881 (日豚D種42198)	酒田市浜中字八 窪 1	山形県農業総合研究センタ 養豚試験場
平22山形県 1 第 18 号	豚	デュロック 種	フジロック 610- 071303 (日豚D種41296)	酒田市浜中字八	山形県農業総合研究センタ 養豚試験場

平22山形県 1 第 19 号	豚	デュロック 種	フジロック 611- 080001 (日豚D種41297)	酒田市浜中字八 窪1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場
平22山形県1第 20 号	豚	ヨ ー クシャー種	エンドスレー マー シュランズ ショー ナイ 08-1 (日豚Y種41329)	酒田市浜中字八 窪1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場
平22山形県1第21 号	豚	ョ ー ク シャー種	ハンター セストリ アン ショーナイ 09-5-24 (日豚Y子000024)	酒田市浜中字八 窪1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場
平22山形県1第 22 号	豚	ョ ー ク シャー種	ファーデルリバイ バル ショーナイ 09-8-27 (日豚Y子000027)	酒田市浜中字八 窪1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場
平22山形県 1 第 23 号	牛	黒毛和種	波 紋 昌 (全和黒13249)	東田川郡三川町 猪子甲82-1	佐藤正寿

山形県告示第737号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形地方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成22年9月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
 - 山形市印役町一丁目、三丁目、四丁目及び五丁目
- 2 公共測量を実施する期間
 - 平成22年8月25日から平成23年11月30日まで
- 3 作業の種類

公共測量(登記所備付地図作成基準点設置作業及び細部測量)

山形県告示第738号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年9月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 保安林予定森林の所在場所

西置賜郡白鷹町大字菖蒲字舘山1729 -3、1729 -16から1729 -20まで、字陣内山二1730 -11から1730 -13まで、1730 -21、1730 -22

- 2 保安林指定の目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - イ 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 字**舘山**1729-18・字陣内山二1730-12 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
 - ロ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ハ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ニ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び白鷹町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山形県告示第739号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成22年9月3日

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 尾花沢市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - イ 立木の伐採の方法
 - (イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。 尾花沢市(次の図に示す部分に限る。)
 - (p) 次の森林については、主伐は、択伐による。 尾花沢市(次の図に示す部分に限る。)
 - (ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東根市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - イ 立木の伐採の方法
 - (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。 東根市(次の図に示す部分に限る。)
 - (ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (二) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間 次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 村山市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - イ 立木の伐採の方法
 - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (p) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

4 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東根市(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

- (3) 変更後の指定施業要件
 - イ 立木の伐採の方法
 - (イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。 東根市(次の図に示す部分に限る。)
 - (p) 次の森林については、主伐は、択伐による。 東根市(次の図に示す部分に限る。)
 - (ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間 次のとおりとする。
- 5 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 尾花沢市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - イ 立木の伐採の方法
 - (イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。 尾花沢市(次の図に示す部分に限る。)
 - (ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。 尾花沢市(次の図に示す部分に限る。)
 - (ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間 次のとおりとする。
- 6 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 尾花沢市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - イ 立木の伐採の方法
 - (イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。 尾花沢市(次の図に示す部分に限る。)
 - (p) 次の森林については、主伐は、択伐による。 尾花沢市(次の図に示す部分に限る。)
 - (ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課並びに関係市役所に備え

置いて縦覧に供する。)

山形県告示第740号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成22年9月3日

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 米沢市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - イ 立木の伐採の方法
 - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 米沢市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - イ 立木の伐採の方法
 - (4) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。 米沢市(次の図に示す部分に限る。)
 - (中) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (n) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (二) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 米沢市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - イ 立木の伐採の方法
 - (イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。 米沢市(次の図に示す部分に限る。)
 - (ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。 米沢市(次の図に示す部分に限る。)
 - (ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間 次のとおりとする。
- 4 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

米沢市(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。 米沢市(次の図に示す部分に限る。)

(p) 次の森林については、主伐は、択伐による。 米沢市(次の図に示す部分に限る。)

- (ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 5 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 米沢市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - イ 立木の伐採の方法
 - (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。 米沢市(次の図に示す部分に限る。)
 - (ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (二) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び米沢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山形県告示第741号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成22年9月3日から同月16日まで縦覧に供する。

平成22年9月3日

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 大石田名木沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
尾花沢市大字芦沢字ヲミ208番から 同 240番1まで		旧	60.0 メートル く 29.0	メートル 136
同	上	新	36.0 メートル (18.0)	同 上

山形県告示第742号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、東根市神町北部土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成22年9月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 公共測量を実施する地域

東根市神町北部土地区画整理事業地内

2 公共測量を実施する期間

平成22年8月4日から平成23年3月25日まで

3 作業の種類

公共測量(基準点測量、出来形確認測量図作成)

山形県告示第743号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、河川管理者山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成22年9月3日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 公共測量を実施する地域

村山市楯岡地域、東根市松沢地域

2 公共測量を実施する期間

平成22年8月25日から同年10月15日まで

3 作業の種類

公共測量 (河川改修用地形図作成)

山形県告示第744号

次の開発行為は、完了した。

平成22年9月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 許可番号

平成21年10月15日 指令村総建第5016号

2 開発区域に含まれる地域の名称

東根市大字蟹沢字才歩原911-1、911-2

3 開発許可を受けた者の所在地及び名称

東根市大字蟹沢字才歩原911-2

幕壇区自治会

山形県告示第745号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年9月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

に改める。

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程(昭和39年8月県告示第703号)の一部を次のように改正する。

別表第5中 4 温海戊558番地の 地3 温海字温海536番 地3

附 則

この規程は、平成22年9月13日から施行する。

公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、A重油の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成22年9月3日

山形県立河北病院長 片 桐 忠

- 1 入札の場所及び日時
 - (1) 場所 西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 山形県立河北病院外来棟2階会議室
 - (2) 日時 平成22年10月13日(水) 午後1時15分
- 2 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 A重油 425,000リットル
 - (2) 調達をする物品の仕様等 日本工業規格K2205重油に規定するもののうち1種2号に限る。
 - (3) 契約期間及び納入方法 契約締結の日から平成23年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する 数量をタンクローリーで納入すること。
 - (4) 納入場所 山形県立河北病院
 - (5) 入札方法 1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成22年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告(平成22年1月 22日付け山形県公報第2111号)により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録等を受けていること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所等及び契約に関する事務を担当する部局等 西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 山形県立河北病院医事経営課施設用度係 電話番号0237 (73) 3131
- 5 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 免除する。
 - (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第135条各号のいずれかに該当する場合 は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第 120条第 1 項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
 - 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
 - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を平成22年10月4日(月)午後3時までに山形県立河北病院医事経営課施設用度係に提出すること。
 - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約

解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

- (3) この入札及び契約は、山形県立河北病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
 - (1) Nature and quantity of the products to be purchased : A Fuel 0il 425,000l
 - (2) Time-limit for tender: 1:15 P.M. October 13, 2010
 - (3) Contact point for the notice: Medical Management Division, Yamagata Prefectural Kahoku Hospital, 111 Aza Gassando, Yachi, Kahoku-cho, Nishimurayama-gun, Yamagata-ken 991-3511 Japan TEL 0237-73-3131